

『周南市版地域ケア会議』 運用マニュアル

平成27年3月

周南市高齢者支援課・地域包括支援センター

『周南市版地域ケア会議』運用マニュアル

1 地域ケア会議の定義

地域ケア会議は、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体」と定義されています。

地域ケア会議の構成員は、会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整します。

2 地域ケア会議の目的

地域ケア会議は、

- ①高齢者**個人**に対する支援の充実
 - ②それを支える**社会基盤**の整備
- と同時に推進し、

「地域包括ケアシステム」を実現するための重要な一つの手法です。

具体的には、

- ①**多職種**による専門的視点を交えて高齢者の支援を行うこと
- ②介護支援専門員の**自立支援**に資するケアマネジメントを支援すること
- ③個別ケースの**課題解決**等を通じて**地域課題を発見**し、地域に必要な**資源開発**や**地域づくり**

さらには介護保険事業計画等への反映など政策形成につなげることを目指すものです。

3 地域ケア会議の機能

(1) 個別課題の解決機能

この会議では、個別課題解決のために必要な参加者を招集し、個別事例の課題だけではなく、個別事例から地域課題を把握し、地域づくりや資源開発等につなげることが重要です。

個別ケースについて多職種・多機関が多様な視点から検討を行うことにより、対象者の問題解決を支援するとともに、そのプロセスを通して地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の問題解決力向上を図り、支援の質を高めます。

個別課題解決のために取り上げる個別事例は、

- ・ サービス未利用で支援を要する高齢者等への対応
- ・ 周辺住民が困っている事例
- ・ 支援者が困っている事例
- ・ 支援のための資源や環境整備が必要な事例
- ・ 高齢者の心身の健康や権利が侵害されている事例
- ・ 保険者から見てサービス提供内容に課題がある事例

等のケースが対象となります。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築機能

医師会、介護サービス事業者、地域の関係機関等との連携を高める機能です。個別ケースの検討を通じて、個別課題や地域課題を解決するために必要な関係機関等の役割が明らかになるとともに、課題解決に向けて関係機関が具体的に連携を行うことによって、連携が強固かつ実践的なものになります。同時に、ネットワークの構築が必要だと考えられる機関や人々、及び不足している社会資源等が明らかになります。

(3) 地域課題の発見・把握機能

個別ケースの検討において、地域の共通課題を見出すことを念頭に置き、個別ケースの背後にある解決すべき地域課題を明らかにする機能です。

地域課題の抽出については、地域包括支援センターだけでは解決できない課題を集約・整理していきます。さらに、広く集約した地域課題については、有効な課題解決方法や新たな資源開発、地域づくりに向けた検討が必要です。

(4) 地域づくり・資源開発機能

個別課題の検討の過程で、地域で不足する資源や仕組みがあれば創出する必要があります。インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、住民との役割分担を図りながら地域に必要な資源を創出していきます。

(5) 政策形成機能

明らかとなった地域で不足する資源など地域課題を集約・整理し、市に必要な施策や事業の立案・実施につなげます。

4 周南市における『地域ケア会議』

周南市では、『地域ケア会議』を以下の3つの会議を開催・活用して運営を行います。
また、会議の内容に応じて出席者を調整します。

(1) 個別ケア会議

地域包括支援センターが主催し、

個別課題の検討・解決を行う中で、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域のネットワークの構築、地域課題の発見・把握を目的として開催します。

各地域包括支援センター内で支援困難ケース等の確認を行うとともに、需給調整会議や既存の会議等あらゆる機会を最大限に活用し、個別ケア会議に挙げるケースを選定し、随時開催します。

検討を行うケースについては、専門職等と協働し、自立支援や予防策を講じる視点から地域に不足する資源や必要なサービスを導き出したり、地域の資源同士など新たな地域ネットワークの形成につなげていきます。

開催後は、各ケースに解決方法等をフィードバックするとともに、地域課題として明らかになったものについて、圏域ケア会議に諮るものとします。（「**個別ケア会議報告書（様式1）**」）

(2) 圏域ケア会議

地域包括支援センターが主催し、

個別ケア会議や需給調整会議、既存の会議を最大限に活用して把握した日常生活圏域ごとの地域課題の把握・集約を行うとともに、地域づくり・資源開発の検討を目的として開催します。

会議の開催にあたっては、概ね年に1、2回程度、地域包括支援センターと周南市にて協議した上で開催を決定します。

また、会議対象エリアについては、地域性を考慮し、日常生活圏域より小地域で開催する場合も可能とします。

会議において把握した地域課題については、要因（個人・環境）分析によって課題の集約を行い、周南市地域ケア会議に挙げる課題（地域包括支援センターだけでは解決できない課題）を決定し、政策提言する内容の整理・検討を行います。（「**要因分析シート（様式2）**」）

また、課題解決の主体となる組織・団体に課題提起し、地域課題を解決する道筋をつけます。

「**圏域ケア会議報告書（様式3）**」「**政策提言書（様式4）**」により整理し、市に報告するものとします。

(3) 周南市地域ケア会議

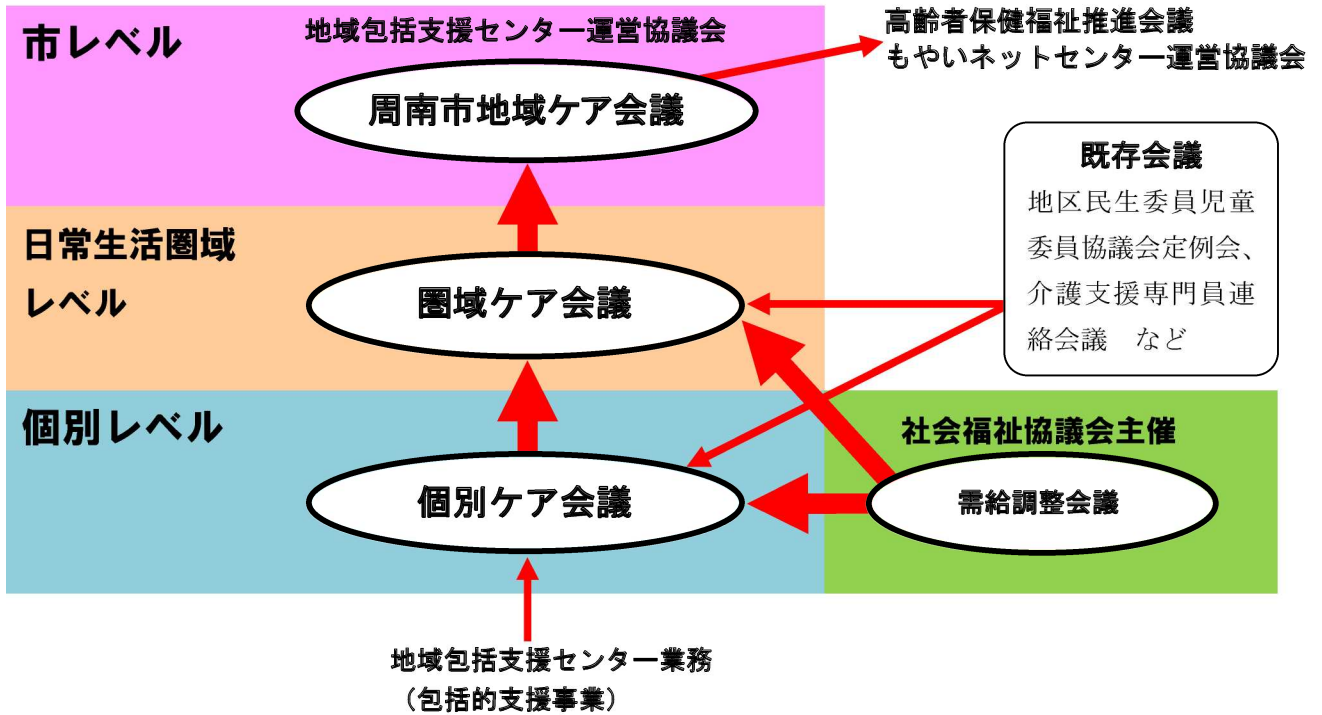
周南市が主催し、

地域包括支援センター運営協議会を活用して、周南市における地域課題の把握、地域づくり・資源開発や政策形成に向けた検討を目的として開催します。圏域ケア会議で選定された課題や政策提言内容をテーマとして検討を行います。

概ね年に1、2回程度、地域包括支援センターと周南市にて協議した上で開催を決定します。参加者については、会議の内容に応じて専門機関に参加を依頼することとします。

【地域ケア会議の体系図・全体像】

政策形成・介護保険事業計画などに反映



レベル	主催	会議名	会議の目的	開催頻度	会議の機能 *				
					①	②	③	④	⑤
市	市	周南市地域ケア会議	地域包括支援センター運営協議会を活用した ・地域課題の把握 ・地域づくり・資源開発、政策形成に向けた検討	年1、2回			○	○	○
日常生活圏域	包括	圏域ケア会議	・日常生活圏域の地域課題の把握・集約 ・地域づくり・資源開発の検討	年1、2回		○	○	○	
個別	包括	個別ケア会議	・個別課題の解決 ・ネットワークの構築 ・ケアマネジメントの実践力の向上 ・地域課題の発見・把握	随時	○	○	○		

* 会議の機能

- ①個別課題の解決 ②地域包括支援ネットワーク構築 ③地域課題発見・把握 ④地域づくり・資源開発 ⑤政策形成

【レベルに応じた参加者】（例）

レベル	会議名	参加者
市	周南市地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市（主催者） ・地域包括支援センター運営協議会委員 ・地域包括支援センター ・市社会福祉協議会 ・その他、医療・保健・福祉・介護・行政関係者
日常生活 圏域・個別	圏域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター（主催者） ・市 ・市社会福祉協議会 ・介護支援専門員協議会 ・介護サービス事業者 ・保健医療関係者 ・地区社会福祉協議会 ・民生委員児童委員協議会 ・地域福祉コーディネーター ・住民組織 ・その他、議題に係る関係者
	個別ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター（主催者） ・事例提供者 ・市社会福祉協議会 ・事例当事者や家族 ・介護支援専門員 ・介護サービス事業者 ・保健医療関係者 ・地区社会福祉協議会 ・地域福祉コーディネーター ・民生委員児童委員 ・福祉員 ・住民組織 ・警察署 ・その他、議題に係る関係者

※検討の内容に応じて参加者を選定

太字部分は、必須参加者

5 個人情報の保護について

個人情報保護法および周南市個人情報保護条例に従い、必要性の不明確な個人情報を、本人の同意がないまま提供することはできません。また、地域包括支援センターも市と同様です。さらに守秘義務（介護保険法115条の38）もあります。

ただし、個人情報保護法の目的は、「個人情報の『有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること』（第1条）」にあることから、法や条例の趣旨を適切に解釈・運用し、個人情報の適切な共有を図ることが重要です。

市または地域包括支援センターが収集した個人情報を、本人の同意がなくとも、収集した目的の範囲を超えて外部に提供できる場合として、以下のものがあります。これに該当する場合は、個人の利益を最大限に尊重しながら、個人情報の保護と活用のバランスをとることが必要です。

- ① 法令の定めがある場合（高齢者虐待防止法等）
- ② 本人の利益を守ることが優先される場合（生命や財産の危機等）
- ③ 個別の条例による場合（災害時に関する条例等）

公務員または、当該出席者に法令等により守秘義務が課せられている者以外の者であって、地域ケア会議に携わる者は、地域ケア会議の協議に際し、以下の「**守秘義務における宣誓書（様式5）**」の提出に原則協力していただくこととします。

周南市版地域ケア会議フロー

地域ケア会議とは

- ◎ 高齢者個人に対する支援と、それを支える社会基盤づくりを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた一つの手法
- ◎ 保健福祉医療の専門職と地域の関係者が集まり、個別ケースの支援や解決をしながら、地域課題を浮き彫りにしていく仕組み

